

福県医発第327号(地)

平成20年 5月 8日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

感染症対策特別促進事業の実施について

感染症対策特別促進事業につきましては、平成18年度より実施されておりますが、今般、感染症対策の更なる充実を図るため、「感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業」、「動物由来感染症予防体制整備事業」、「特定感染症対策事業(性感染症・インフルエンザ)」、「結核対策事業」、「新型インフルエンザ対策事業」、「肝炎対策事業」及び「肝炎治療特別促進事業」実施要綱が定められ、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等へ通知された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

平成20年度からの新規事業として、「新型インフルエンザ対策事業」及び「肝炎治療特別促進事業」が実施され、「肝炎治療特別促進事業」においてはB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療の医療費助成が実施されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知・協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

(地Ⅲ 27)

平成20年4月18日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

感染症対策特別促進事業の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

感染症対策特別促進事業につきましては、平成18年度より実施されてきましたが、感染症対策の更なる充実を図るため、今般、別添のとおり「感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業」、「動物由来感染症予防体制整備事業」、「特定感染症対策事業（性感染症・インフルエンザ）」、「結核対策事業」、「新型インフルエンザ対策事業」、「肝炎対策事業」及び「肝炎治療特別促進事業」実施要綱が定められ、厚生労働省健康局長から各都道府県知事等へ通知され、本会に対しても周知・協力方依頼がありました。

特に、平成20年度からの新規事業として、「新型インフルエンザ対策事業」及び「肝炎治療特別促進事業」が実施されます。「肝炎治療特別促進事業」においては B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療の医療費助成が行われることになっています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知・協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

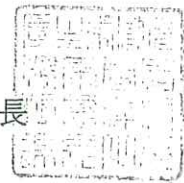


健感発第0401004号
平成20年4月1日

(社)日本医師会

感染症危機管理対策室長 飯沼雅朗 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長



感染症対策特別促進事業の実施について

平素より厚生労働行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、標記については、平成20年3月31日付けで別添（写）のとおり、都道府県・政令市・特別区の知事（長）あてに通知し、これに基づき、感染症対策に関連する事業に対し、補助事業を実施しております。

特に、平成20年度からの新規事業として、「新型インフルエンザ対策事業」及び「肝炎治療特別促進事業」が実施されることとなり、更なる感染症対策の充実を図ることとしております。

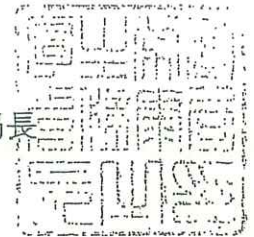
既存事業も含め、貴法人におかれましても、本事業の実施についてご理解の上、貴所属会員各位及び関係方面に周知していただき、関係者の協力が得られるよう特段のご配慮をお願いいたします。



健発第0331001号
平成20年3月31日

各
〔都道府県知事
政令市長
特別区長〕 殿

厚生労働省健康局長



感染症対策特別促進事業について

感染症対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、感染症の発生予防及びそのまん延防止を図るため、感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上等を図るとともに、感染症の患者が適切な医療を受けることができる体制をより充実させる必要がある。

このような観点から、平成18年度より感染症対策特別促進事業を実施してきたところであるが、今般、感染症対策の更なる充実を図るため、新たに別添「感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業」、「動物由来感染症予防体制整備事業」、「特定感染症対策事業（性感染症・インフルエンザ）」、「結核対策事業」、「新型インフルエンザ対策事業」、「肝炎対策事業」及び「肝炎治療特別促進事業」実施要綱を定めたので通知する。

については、本事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知方について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は平成20年4月1日から適用することとし、「感染症対策特別促進事業の実施について」（平成18年6月12日付け健発第0612003号厚生労働省健康局長通知）は、平成20年3月31日限りをもって廃止する。

別添 1

感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業実施要綱

1 目的

本事業は、新たな感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の医療従事者に対し、院内における感染の拡大防止のための実地研修等を行い、院内感染防止対策の充実・強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 研修対象者

感染症指定医療機関等の医療従事者

4 事業内容

- (1) 管内の感染症指定医療機関等における院内感染防止対策の充実・強化を図るため、感染症に関する情報提供体制を確立し、情報の共有化を図る。
- (2) 感染症指定医療機関等の医療従事者を対象とした院内感染防止に関する研修計画を策定する。
- (3) 厚生労働省が主催する感染症の院内感染防止のための研修会へ職員を派遣し、その内容を管内の感染症指定医療機関等の医療従事者に対して伝達する講習を行う。

5 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

動物由来感染症予防体制整備事業実施要綱

1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症の多くは、人の感染症のうち病原体が動物に由来する感染症（以下「動物由来感染症」という。）である。以下の事業を選択して実施することにより、動物由来感染症の予防体制の整備に資することを目的とする。

- （1）動物由来感染症に関する正しい知識の普及を図る。
- （2）我が国の人又は動物における動物由来感染症の保有状況に関する情報収集及び監視体制の確立のため、医療と獣医療の連携を図りつつ、本症に関する情報の収集、分析及び提供の体制を整備する。
- （3）輸入動物由来感染症が国内に侵入した可能性のある場合等において、緊急的に動物の調査を実施し、そのまん延の防止を図る。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

（1）研修・普及啓発

都道府県等は、医療関係者及び地域住民に対し、動物由来感染症に関する正しい知識を普及し、動物由来感染症の予防、迅速な診断及び治療等に寄与するため、研修会の開催及びポスターの作成等による普及啓発を行う。

（2）動物由来感染症に関する情報収集、分析及び提供体制の整備

ア 情報関連体制整備検討会の設置

本事業の適切な運用を図るため、都道府県等は、獣医学、医学等の専門家5名程度から成る検討会（以下「情報関連体制整備検討会」という。）を設置し、情報収集の手段並びに情報の分析及び提供に関する事業計画の立案を行う。

イ 動物由来感染症疫学情報の収集

都道府県等は、管下の動物の飼育、管理又は棲息状況等を勘案して、調査点及び時期等を定め、管内の動物管理センター等の関係機関及び地域の獣医師会等の協力の下、発生状況及び動向、抗体保有状況等疫学情報を収集する。また、必要に応じ、抗体保有状況等調査の結果が陽性となった動物の所有者等又は動物由来感染症と診断された患者が所有する動物等の調査結果等についての情報収集を行い、行政機関、医療機関及び獣医療機関間で情報を共有することにより相互の連携体制を確立する。

(3) 情報提供

都道府県等は、情報関連体制整備検討会での検討結果を踏まえ、医療機関及び獣医療機関が、迅速かつ適切に動物由来感染症による健康危害防止対策を講じられるよう、調査結果を医療機関、獣医療機関等に情報提供し、併せて保健所、動物管理センター等の行政機関を活用することにより、地域の住民及び動物等取扱業者に情報提供を行う。

(4) 対応計画の策定及び連携体制の整備

ア 対応体制整備検討会の設置

動物由来感染症の発生予防とともに発生時の適切かつ迅速な対応に資するため、都道府県等は、獣医学、医学等の専門家5名程度から成る検討会（以下「対応体制整備検討会」という。）を設置し、事前に地域の実情に合わせた必要な対応について検討を行う。

イ 発生時対応計画等の策定

都道府県等は、対応体制整備検討会の検討結果に基づき、発生時対応計画、マニュアル等を作成し、動物由来感染症対策に関係する部門（感染症対策担当部門、環境衛生対策担当部門、動物対策担当部門等）及び関係機関（保健所、動物管理センター等、地方衛生研究所、地方医師会、医療機関、地方獣医師会、獣医療機関、大学等）間で共有し、連携体制を整備する。

4 事業実施上の留意事項

(1) 研修及び普及啓発について

都道府県等は、感染症に関する有識者の意見を踏まえつつ、研修会等の企画立案を行う。

(2) 動物由来感染症に関する情報収集、分析及び提供体制の整備について

ア 情報収集項目の選定

対象とする感染症及びその感染源となり得る動物等について情報関連体制整備検討会で選定する。

イ 情報の収集手段及び協力機関の選定

情報の収集のための協力機関（保健所、動物管理センター等、地方衛生研究所、地方医師会、医療機関、地方獣医師会、獣医療機関、大学等）を設け、情報収集方法を選定する。

ウ 情報の分析

都道府県等は、収集された情報について、月別、年別、地域別等多角的な集計を行い、そのデータを基に検討会で専門家による分析を行うこと。ただし、緊急的な対応が必要な場合は、この限りでない。

(3) 対応計画の策定及び連携体制の整備

関係機関等は、平時より情報交換等を行うことにより連携体制の強化を図る。

(4) 検討会について

都道府県等が、3 (2) 及び3 (4) の両事業を実施する場合にあっては、3 (2) ア「情報関連体制整備検討会」及び3 (4) ア「対応体制整備検討会」を「動物由来感染症対策検討会」等の名称により共用の検討会として設置しても差し支えない。

5 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

別添 3

特定感染症対策事業（性感染症・インフルエンザ）実施要綱

1 目的

特定感染症対策として、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症及びインフルエンザに関する対策を推進するため、これらの特定感染症に関する正しい知識の普及啓発等を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

（1）事業所等への出張講習会

都道府県等は、産婦人科の医師又は泌尿器科の医師を事業所等へ講師として派遣し、性感染症に関する正しい知識の普及を行う。

（2）ポスター、リーフレット等の作成・配付による普及啓発

都道府県等は、性感染症に関する正しい知識の普及、性感染症検査への受診勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作成し、「性の健康週間」等の時期に合わせて配付するものとする。

また、インフルエンザの予防等正しい知識の普及啓発を行うためのポスター、リーフレットを作成及び配付し、発生の予防及びそのまん延の防止を図る。

4 事業実施上の留意事項

地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて広く事業の周知を図るものとする。

5 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

結核対策事業実施要綱

1 目的

この事業は、結核に関する特定感染症予防指針による結核に係る定期の健康診断及び予防接種法による結核に係る予防接種の着実な実施を図りつつ、地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業の実施のもとに、効率的・効果的な予防措置を講ずることにより、結核対策の推進に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

都道府県、政令市及び特別区が、特に政策を必要とする地域において行う次の結核対策事業を対象とする。

(1) 指定地域結核発病防止対策促進事業

①高齢者等に対する結核予防総合事業

②大都市における結核の治療率向上(DOTS)事業

③DOTS事業による確実な治療の推進を図るとともに、治療終了後の自立に向けた支援を併せて行うための連携体制の構築を図るための事業

(2) 先駆的、モデル的事业

(3) 結核対策上、特に重要な事業

4 補助対象事業の選定

補助対象事業は、次のような条件を勘案して選定する。

(1) 結核のり患率・有病率が他の地域に比べて高い地域を有する等、特に結核予防を必要とする事情があること。

(2) 都道府県、政令市及び特別区において、地域住民の結核予防の推進等に積極的に取り組んでいること。

(3) 当該事業が、現在まで取り組んできた事業についての綿密な評価により策定されたものであり、結核予防対策の有効かつ的確な推進が期待されると見込まれること。

(4) 地域における結核の現状及び問題点の十分な分析を踏まえ、事業計画が作成されていること。

(5) 保健所等、地域結核対策推進の現場との綿密な提携のもとに事業計画が作成されていること。

5 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

新型インフルエンザ対策事業実施要綱

1 目的

本事業は、新型インフルエンザの発生に備え、感染症指定医療機関等の医療従事者に対し、院内における感染の拡大防止のための実地研修等を行い、院内感染防止対策の充実・強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 新型インフルエンザ対策協議会

都道府県等において関係者（医療機関、関係市町村、保健所等）によって構成される対策協議会を設置し、初動体制の構築、医療体制の確保など、地域の実情に応じた対策を講じ、新型インフルエンザの流行に備え、万全の準備を図る。

(2) 新型インフルエンザ診療従事者研修事業

関係医療機関の医療従事者を対象に、新型インフルエンザ発生時の適切な医療の提供やパンデミック時の迅速な対応を実践するための研修を実施する。

(3) 新型インフルエンザ対策普及啓発事業

個人や一般家庭、事業者などの地域住民が新型インフルエンザ発生時に迅速な対応ができるよう、必要な知識の普及や感染予防に関する情報を提供するための説明会を開催し、地域が一体となった対策が講じられるよう普及啓発を図る。

4 事業実施上の留意事項

(1) 都道府県は、新型インフルエンザ対策協議会を実施するにあたり、地域の実情等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図り、新型インフルエンザのまん延防止のための企画立案を行う。

(2) 研修を実施するにあたっては、医師会等の医療関係機関と連携し、広く医療機関に参加を呼びかけ、新型インフルエンザ発生時の迅速な医療提供に繋がるよう努める。

(3) 説明会の開催にあたっては、地域住民に対し、新型インフルエンザの正しい知識を普及し、発生時における初動対応などの周知を図ることができるよう、企画を行う。

5 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

肝炎対策事業実施要綱

1 目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞癌を引き起こす危険が指摘されていることから、地域におけるC型肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。

また、街頭キャンペーン、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎ウイルスの普及啓発を行うことにより国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし事業の(7)～(10)については都道府県、独立行政法人及び国立大学法人のみとする。

3 事業内容

(1) 肝炎対策協議会の設置

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、政令市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

同協議会においては、各都道府県等の実情に応じてC型肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

ア 検診等を通じてB型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導

イ HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握

ウ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策

エ HBV及びHCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策

オ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化

カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保

- キ 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- ク 肝炎診療に関わる人材の育成
- ケ 各施策についての検討を基に目標等を設ける。
- コ 事業実施の評価

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

(3) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配付

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配付する。

- ア 肝炎患者やその家族を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができするためのリーフレット
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット

(4) 街頭キャンペーンの開催

都道府県等において、街頭キャンペーンにおいて肝炎ウイルスに関する専門医を講演者として派遣し、肝炎ウイルスに関する正しい知識等を普及させる。

(5) シンポジウムの開催

都道府県等は、シンポジウムにおいて、専門医を講師として招き、地域住民に、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行う。

(6) ポスター・リーフレットの作成・配付による普及啓発

都道府県等は、肝炎ウイルスにおける正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作成し、街頭キャンペーン、シンポジウム等で配付する。

(7) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置

肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう地域医療の連携を図る。

1 都道府県あたり基準額 5 4 2 千円を上限とする。

(8) 肝疾患相談センターの設置について

肝疾患診療連携拠点病院内に患者、キャリア、家族等からの相談等に対応するための相談員（医師、看護師）を配置する。また、相談員は肝炎に関する情報の収集を行う。

1 都道府県あたり基準額 1 1, 9 2 0 千円を上限とする。

(9) 肝炎専門医療従事者の研修事業

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、医療従事者（看護師、薬剤師等）に対して、原因ウイルスの相違、患者の病態に応じた診療における留意点等その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

1 都道府県あたり基準額 1, 4 0 1 千円を上限とする。

(10) 新聞広告、電車等の中吊りポスターの掲載による普及啓発

都道府県において、新聞広告や電車等中吊りポスターにより正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うものとする。

4 事業実施上の留意事項

- (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努める。
- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正にかつ、慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。
- (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 経費の負担

都道府県、政令市、特別区、独立行政法人及び国立大学法人がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

肝炎治療特別促進事業実施要綱

第1 目 的

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏効すれば、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療に係る医療費が高額であるため、早期治療の促進の観点から、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

第3 対象医療

この事業の対象となる医療は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療で、保険適用となっているものとする。

当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療は助成の対象としないものとする。

第4 対象患者

第3に掲げる対象医療を必要とする患者であって、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）において当該疾患に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けている者とする。

ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる者は除くものとする。

第5 助成期間

助成の期間は、原則として同一患者について1か年を限度とする。

第6 実施方法

- 1 事業の実施は、原則として各都道府県が第3に定める対象医療を適切に行うことができる保険医療機関等に対し、当該事業に必要な費用に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 2 前項の金額は、次の（1）に規定する額から（2）に規定する対象患者が負担する額を控除した額とする。
 - （1）医療保険各法の規定による医療又は後期高齢者医療の医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該治療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額
 - （2）1か月につき別表に定める額を限度とする額

第7 認定

都道府県知事は、医療機関が発行する医師の診断書を基に、対象患者の認定を行うものとする。認定を行うに当たっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、肝炎の専門家等から構成される認定協議会を設けるものとする。

なお、診断書は、第3に定める対象医療を適切に行うことができるものとして、都道府県が指定した保険医療機関が発行することが望ましい。

第8 関係者の留意事項

患者等に与える精神的影響を考慮して、助成事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

第9 国の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用に対し、その2分の1を補助するものとする。

(別表)

肝炎治療特別促進事業における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額（月額）
A	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 65,000円未満の場合	10,000円
B	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 65,000円以上235,000円未満の場合	30,000円
C	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円以上の場合	50,000円